習志野市農業委員会総会議事録

平成２４年第４回習志野市農業委員会総会は平成２４年４月２０日（金）JA 千葉みらい習志野支店２階会議室で開催した。

１．開催時刻　　午前９時より
１．委員の出欠席　　１８名中　　１７名出席　　欠席　０名
※１６番は欠番

委員氏名（網かけは欠席委員）

１番　村山　龍平	２番　三代川　正夫	３番　中台　孝政
４番　木村　静子	５番　飯生　良	６番　斉藤　健次
７番　佐々木秀一	８番　海老原　健治	９番　田久保　武士
１０番　伊藤　和彦	１１番　相原　和幸	１２番　吉野　吉雄
１３番　塩田　幸太郎	１４番　合間　正秋	１５番　三橋　久吉

会　　長　廣瀬　博
会長職務代理者　飯生　正己

１．議事録署名人　　１４番　合間　正秋　　１番　村山　龍平
１．議案審議結果
上　程　件　　承　認　３件　　不 承 認　０件　　審 議 未 了　０件
１．閉会時間　　午前１１時００分
１．付議事項
・議案第 22 号　農地法第３条の規定による許可申請について
・議案第 23 号　農地法第５条の規定による許可申請について
・議案第 24 号　生産緑地のあっせん結果について

・報告第７号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
・報告第８号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

議　長	只今より平成２４年 第４回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は、１名の欠員を含め１７名の 委員が出席でございます。 よって本日の総会は成立いたしました。 尚、10 番　伊藤委員は、時間により 途中退席をするとの申し出があり、会議進行中に退席いたします ことを報告いたします。 また、議案第２３号は、「ＪＡ千葉みらい」が申請者であり、 農業委員会等に関する法律第２４条「議事参与の制限」により 伊藤委員の退席を求めることになります。 続きまして、議事録署名人の選任を行います。 「習志野市農業委員会会議規則」第２６条の規定により 議長より指名させていただきます。　ご異議ございませんか。
各委員	・・・・・(各委員より異議なしの声)・・・・・・
議　長	ご異議なしと認め、議長より指名いたします。 １４番 合間 正秋委員、１番 村山 龍平委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。
議　長	付議案件は、5 件です。 尚、若干ご案内の説明内容が、前回と変更になっておりますので 審議いたしますので局長から説明がありますのでよろしくお願いし ます。 付議案件はご案内の通り 議案第２２号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第２３号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第２４号　生産緑地のあっせん結果について 報告第 ７号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出につい 届出について 報告第 ８号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出につい 届出について これらを、本日の議題といたします。 また、最後にその他でお願いがありますのでよろしくお願いを いたします。 議案第２２号　農地法第 ３条の規定による許可申請について、 事務局より、議案書の朗読をお願いします。

事務局	議案の朗読の前に只今、会長からお話がありました通り今迄と議案の書式形態が変わってございます。 今迄は、議案書を見ながら内容を細かく説明をしておりましたが、本来参考資料的な不足の説明も入っておりました。 これにつきましては、この4月より議案の詳細内容につきましては、主幹から説明をさせていただく形を執らせていただいて。私は、あくまでもこの議案書のみを朗読させていただくことに変えさせていただきます。 それでは、 議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第10条の規定による許可申請の提出があったので、許可について審議を求める。 平成24年4月20日提出 １．申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番　423㎡ ２．権利の内容 所有権移転 ３．申請者住所、氏名 （譲受人）　千葉市●●●区●●●丁目●●●● ●●　●● （譲渡人）　習志野市●●●丁目●●番●●号 ●●　●●
	以上でございます
議　長	事務局ご苦労さまでした。 つづいて現地調査報告を申請地の地元委員である 飯生 良委員からお願いします。
飯生委員	実籾の飯生です。 議案第22号農地法第3条の許可申請について調査報告をさせていただきます。 調査は、平成平成24年4月16日廣瀬会長他15名の農業委員、事務局2名の計17名で行いました。 当日は、申請者の千葉市●●●区●●●丁目にお住いの●●●●さん、●●さんの娘さんの立会いで行いました。 今回の申請は●●●丁目在住の●●　●●さんこの人はほとんど農家をしていません。所有の●●●丁目●●●番の農地を●●●●さんへ、農地法第3条の規定により、所有権移転するものです。 場所は案内図にあるとおり、千葉市との●●●●にあり周辺には、千葉みらい●●●●そばの●●●●などもあるところです。 申請のあった農地は●●さん所有の農地に隣接しており、一体としての耕作が

	可能となり耕作の都合上便利性が増すことと、農地拡張として、今回取得したいとのことでした。以前私が借用していたことがあり昨年返却の際、隣の●●さんについて相談を受けたこともあり助言はしました。 　また、譲受人の●●さんは、●●●に住んでいますが隣接農地を耕作していることから通作に問題はなく葱や葉物野菜などを栽培しており、他にも多くの農地を所有し耕作を行っております。又、従事日数も●●さんは年間 300 日、お娘さんにつきましては、●●さんを補助するとのことでした。 　以上、議案第 22 号の調査報告とさせていただきます。よろしくお願いします。
議　長	飯生 良委員、調査報告ご苦労さまでした。 これは、先日殆どの方が現地を見ていますし，●●●●さんの娘さんも今日現在は●●に住んでいますが、飯生委員が話したとおり、父親が亡くなったのでお母さんの近くに住むことになり畑を手伝うとお話をされていました。 議案の説明を事務局よりお願いします。
事務局	参考資料をお開きください。 　今回、農地法第 3 条の許可という事で、市外の方が習志野市内の農地の取得について、従前であれば、県への進達案件でしたが、権限移譲で 4 月 1 日より地元の土地の所有の農業委員会が　許可を要する事と変わりました。 　説明がありました通り、現地調査に行かれた方がほとんどだと思います。 場所も比較的農地がある場所でございまして周りもきれいな状態で良好な場所です。 　事情につきましては●●さんは、ほぼ飯生委員さんがお話の通りものを作ることはしていない。いっぽう●●●●さんにつきましては千葉市にお住まいですが習志野市の農地を近隣にお持ちになって、そちらで畑の耕作をしています。 　通作距離につきましては●●●で 10 分程、耕作につきましても千葉市の証明をいただきまして、譲受人という事で１０，０００平米、一町歩程の耕作をしています。その中で耕作要件という事で各管理についてもしっかりしている耕作放棄・遊休農地もないということも千葉市で確認しています。 　家族的には昨年ご主人が亡くなり、●●●●さんが一人でお住まいになっている。かなり一生懸命やられている。娘さんにも今回、立会いをしていただいて●●の方から来ていただいて手伝いもするというお話もいただきました。 　農機具につきましても、トラクター・トラック・田植え機・管理機なども所有していて、トラクターもご自分で操作するというお話でした。 私のほうからは以上でございます。
議　長	事務局ありがとうございました。 これより、議案第２２号の審議に入ります。 ご意見、ご質問等のある方は挙手願います。

議　長	質問等も無いようでございますので、裁決に入ります。 議案第　２２号の『農地法第　３条の規定による許可申請』について、許可することに賛成の方の同意を求めます 賛成の方は、挙手願います。
各委員	（各委員による挙手）
議　長	全員 賛成を持ちまして、 議案第２２号は許可することに決しました。 よって本日付を持ちまして当市の農業委員会から許可書を発行することになりますので、事務局は手続きをお願いします。 続いて、議案第２３号にはいりますが、 会議の冒頭で、伊藤委員の途中退席の報告をいたしましたが 只今、伊藤委員が退席いたしましたので これからの進行は、１名の欠席で１６名の委員で 行うことになります。 それでは、事務局、議案第２３号 『農地法第５条の規定による許可申請』について 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	議案第 23 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について朗読をさせていただきます。下記のとおり農地法施行規則第 48 条の規定による許可申請の提出があったので、許可について審議を求める。 平成 24 年 4 月 20 日提出 １．申請地の所在、面積 習志野市●●●●　●●●●番●●　1,302 ㎡ ２．転用計画 駐車場 ２．申請者住所、氏名（名称） （譲受人）　千葉市中央区千葉港 5 番 25 号 千葉みらい農業協同組合 ●●●●●●　●●　●● （譲渡人）　習志野市●●●丁目●●番●●号 ●●　●● 以上でございます
議　長	事務局、ご苦労さまでした。 続いて、議案第２３号の調査報告を申請地の地元委員であります

	こちらも、飯生 良委員からお願いします。
飯生委員	議案23号農地法第5条の許可申請について調査報告をさせていただきます。 調査は、平成24年4月16日に廣瀬会長他15名の農業委員と事務局2名譲受人の千葉みらい関係者数名が立会い現地調査を行いました。 申請地はJA千葉みらい農業協同組合が所有するしょいかーご習志野支店の隣接する土地で県道沿いにある農地であります。 しょいかーごが平成22年6月27日にオープンしてから1年半以上が経過し、来場者数、売上高等オープン時に比べて増加していることと聞いています。 かかる道路は、車の混雑が多々あり周辺からも苦情が出ていることもあり、現状の駐車スペースでは、駐車台数が絶対的に不足している状況であるとの説明がありました。 そのため、隣接地の●●●●さんの農地を転用し、駐車場不足を解消するため今回申請するとのことです。 譲渡人の●●●●さんは、千葉みらい農業協同組合から引き続き交渉を受けた結果、今回譲り渡すことになったそうです。 当初は譲り渡しに反対していたようですが本人も身体の体調をくずし、私的なことでありますが、昨年から今年にかけて数回、私の家に相談に来ていましたので、時期はずれたけれども貸すなり売るなり何とか利用したらよいのではと助言をしました。 現地調査で皆さんが聞かれたとおり、ほとんど土地は使われておりません。 農協で譲り受けることになり現地調査をしていただきました。 以上で、議案第23号の調査報告とさせていただきます。 皆様でご審議のほど宜しくご審議のほどお願いいたします。
議　長	飯生 良委員、調査報告ご苦労様でした。 農業委員として相談を受けていただいていると伺って 感心いたしました。また今後も相談等受けていただいて 何かありましたら事務局にも遠慮なく言ってきていただければと 思います。ありがとうございます。 続いて、議案説明を事務局からお願いします。
事務局	それでは、引き続きまして議案第23号の参考資料をお開きください。 今回の目的は、駐車場に●●●●さんの土地を転用するとで、飯生委員さんから説明があったとおりでございます。 許可を受けようとする土地ですが、地番として習志野市●●●● ●●番●●で畑で地積が1,302㎡でございます。 転用計画でこの場所に36台の駐車スペースを設けるということでございます。立地基準でございますが、おおむね半径５００メートル以内に、千葉市●●●幼稚園、●●●●グランドがあり、また街区の面積に占める宅地の面積の割合が

	４０パーセントを超えており、よって第２種農地と判断いたしました。 埋蔵文化財ですが、協議をしております。法令関係ですが、開発行為は協議済み、次の残土条例なんですが、この土地が今、畑ですが、しょいかーごに比べて高いところにありますので、その土は切土をして、しょいかーごの高さにあわせます。 　それと砕石舗装という形で砂利を引きまして、そこに雨水を浸透させるということでございます 　次に道路法ということで、県道に面しておりまして、当分１箇所の出入口ということで直接駐車場からしょいかーごには行けませんので、その辺の出入りの関係があるということで、道路法 24 条の修正関係の申請を行っていく。 　また警察関係とも行っていくとお聞きしました。 　その後、前面につきましてはパイプ、ロープを張ってフェンス等に変えていくということです。 　この経過ですが、平成 22 年 6 月 27 日にしょいかーごがオープンしておりまして 1 年半以上 2 年近くなりますが、飯生委員さんから説明がありましたとおり今回協力をいただいていくということで、当面しょいかーごの駐車場不足に対応すべく今回転用することでございます。 　私からは以上です。宜しくお願いいたします。
議　長	事務局ありがとうございました これより、議案第２３号の審議に入ります。 ご意見、ご質問等のある方は挙手願います。 はい、相原委員
相原委員	今回の土地の道路に面している部分の舗道は何メートルくらいありますか。
議　長	事務局お願いします。
事務局	議案の奥に土地利用計画平面図がありますが、舗道から１ｍ中に入るという説明は受けています。
議　長	はい、相原委員
相原委員	入口なんですが、この青いしるしは何を示していますか。
事務局	青いところは頻繁に車が出入りしますので既存の塗装や砕石だと崩れてきますので、そこには新たな車の重量に耐えられる工事を施すということで。おそらくＬ字溝の強いものだと思います。入口として補強するということです。
議　長	それに加えて、入口に関係すると思いますが、バス停があるので、

	バス会社とも話合いをして北の方に移すという話で了解をいただいていると説明をしていました。 よろしいですか。
議　長	他に、ご意見等がなければ、これより裁決に入ります。 議案第２３号の『農地法第５条の規定による許可申請』についてに賛成の方は、挙手願います。
各委員	（各委員による挙手）
議長	全員賛成を持ちまして、議案第　２３号は許可相当と 決しましたので、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、議案第２４号、 『生産緑地のあっせん結果』について 皆様に、これより結果報告をお願います。 １番の村山 龍平委員より公選委員の方は、ご報告願います。
各委員	（各委員、地元農家の結果報告は特になし。）
議長	只今、各委員より、地元農家の「あっせん結果」の報告を いただきましたが、特にないようなので、 結果的に「買い取り希望者」なし、で市に報告いたします。 事務局は、ただいまの結果をもって市に報告してください。 以上で、本日の審議案件は終了いたします。 続いて、報告第７号および第８号の農地法第４条・５条の 届出についてで、ございますがこの案件は事前に皆様に 配布してあり、ご確認いただいていると思いますが、 ご質問等のある方は、挙手願います。 質問等が無ければ、これをもちまして 平成２４年第４回　習志野市農業委員会総会を終了いたします。 ご苦労様でした。